

【法令に基づく不利益処分】

担当課	法令名	根拠条項	処分の概要	処分基準についての状況			備考
				①設定状況	②未設定理由	③処分基準を公にしている状況・方法	
1 人事委員会事務局	地方公務員法	第53条第6項	職員団体の登録取消、効力停止	1設定済	0①で1を記入している場合	2窓口に備付け	